

榎本 祐三 の 市政報告



明けましておめでとうございます

新型コロナウイルスの感染者数がいっこうに減らない欧米諸国やお隣の韓国に比べ、我が国においては劇的な減少が続いており、千葉県においても感染者数が10名以下の日も続いている状況です。

しかしながら、感染力の強いオミクロン株の感染も年末年始の国民の行動に呼応して徐々に広がっており、気が抜けない状況となっておりますが、令和4年の新年を皆様はどのようにお迎えでしょうか。

緊急事態宣言の解除をはじめ、多くの制限や制約が緩和される状況となったことは、ワクチン接種の効果もありますが、公共施設等における手洗いやマスクの着用、三蜜の回避など、日本国民の几帳面さや順法精神と言った国民性が大きく影響しているのではないかと思いますし、このまま感染者の増加が抑えられることに期待しております。

さて昨年の衆議院選挙は、自民党が議席を減らしたとはいえ、安定多数の261議席を確保し、連立を組む公明党の躍進もあり、与党で絶対安定多数を確保できたことは、自民党員として国政運営上とてもよかったと思っております。

また、日本維新の会や国民民主党など憲法論議を進めようとする政党が躍進したことにより、懸案であった憲法論議が進むことを期待しています。

私は、我が国の憲法が制定後70年以上経過しても、一字一句も修正されていないことに違和感を持っておりますし、改めて我が国の憲法がどのような経緯や過程でできたのか、国民の皆さんに正しく認識していただけるよう、議論する必要があると思っております。

私が現行憲法に最も違和感を持っている部分が、前文に書かれている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という文言です。

平和を追求することに異論はありませんが、敗戦国とはいえ「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」という文言は、あまりにも現実からかけ離れていると言えるのではないのでしょうか。憲法問題に関する私の考えは、紙面の制約もありますので、後日改めて報告したいと思っております。

さて今回の報告は、12月議会の私の一般質問「館山市の公共施設等の維持管理」と「市議会への告発状の対応」について報告することにいたしました。

館山市の公共施設等の維持管理

私が今回この問題を取り上げたのは、去る11月5日に市町村アカデミーで実施された「市町村議会議員特別セミナー」での講義「公共施設更新問題への挑戦」を受講して、館

山市の公共施設の取り組みに生かすことができれば、との思いで取り上げたものです。

国の公共施設に対する取り組み

公共施設の更新問題については、人口減少が到来することを踏まえ平成 25 年 11 月に国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を柱として、道路や橋梁等に対する安全管理の徹底と、耐震化・長寿命化を進めているところです。

一方で国は平成 26 年 4 月に、地方公共団体に対して早急に公共施設等の全体状況を把握し、今後の厳しい財政状況や人口減少予測を踏まえ、中長期的な視点を持った「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

館山市の人口減少予測

人口減少は各自治体にとって大きな問題であり、館山市においても、昭和 25 年（1950 年）の 59,424 人をピークに人口減少が続き、第 4 次総合計画の将来人口予測によれば、当該計画の最終年度の令和 7 年（2025 年）では、約 43,000 人に減少すると見積もっています。特に近年では年間 300 人～400 人の減少となっており、市内の区や町内会が毎年一つずつ消えていく計算になります。

このような実態から、現有する公共施設の全てを将来も維持管理するのは不可能であり、国が要請した「公共施設等総合管理計画」を策定することによって、適切に維持管理していくことが求められているのです。

館山市の公共施設に対する取り組み

国の要請を受けて、館山市でも行財政改革の一環として、平成 28 年 2 月 8 日に行財政改革委員会に「館山市公共施設等総合管理計画の計画策定について」を諮問し、10 回の委員会の開催と 46 件のパブリックコメントを踏まえて、平成 29 年 6 月 9 日に行財政改革委員会の委員長から答申がなされています。

この総合管理計画の中では、土木系公共施設を含めた 8 分類の施設類型ごとの整備・管理に関する今後の基本方針を定めています。現在はこの総合管理計画に基づいて、館山市の公共施設の維持・管理の方針が決められているわけです。

この総合管理計画の方針に基づいて、具体的な行動方策となる「個別施設計画」の策定作業があり、この「個別施設計画」策定までの工程表は、第 3 次行財政改革方針で定められています。館山市公共施設等総合管理計画及び第三次館山市行財政改革方針によれば、令和 2 年度までに個別施設計画を策定することになってはいますが、一般質問で質した結果では、計画どおりに策定できておらず、本年度末までに 9 割程度まで引き上げるとの回答を得ています。

一昨年の台風被害の対応や新型コロナウイルスの対応等、通常業務以外の緊急の対応もあり、担当職員の労度は大変なものと思われていますが、この取り組みの具体的な進展は個別施設計画にありますので、早期の策定完了を要望しました。

個別施設計画と町づくり

私が館山市の公共施設等の維持・管理に関して着目しているのは、行財政改革を推進す

る中で、公共施設等の維持・管理の問題は、町づくりを考える上で最も重要な課題ではないかと思っているからです。

つまり、館山市の将来的な公共施設のあり方は、町づくりに直結するものであり、今般示された公共施設等総合管理計画に基づく8分類された個別施設計画については、それぞれの町づくりに符合した取り組みが求められていると思うのです。

このような観点からすると個別施設計画は、市民と共通の認識が必要であり、その取り組みには多大な労力が必要であると想像しています。

市としては、「残す・なくすだけの選択ではなく、現在の施設を『より有効的に使う』ことも重要な視点と捉え、民間ノウハウを施設運営に活かす指定管理者制度はもとより、民間事業者のアイデアなども取り入れながら、使い方を柔軟に変えつつ、より使いやすい施設とできないか検討していきたい。」とのことでしたので、市の取り組みを注視していくつもりです。

市民の理解と協力

公共施設の利活用等の問題に関しては、11月23日付の房日新聞の読者のコーナーで、南房総市千倉町の忽戸小学校跡地の利活用について、一市民から問題提起されていましたが、対岸の火事とすることなく参考とすべきではないかと思っています。

この問題に関しては、南房総市議会の一部の会派からも市民へのパンフレットの配布等、問題提起されておりますが、ボタンの掛け違いがあったのか、町づくりに共通の認識ができていないままでの取り組みではなかったかと想像しています。

個別施設計画を作成し進めるにあたっては、「施設利用者のアンケートや説明会など、施設利用状況や市政を取り巻く各種データを示しながら、それぞれの施設の特性に応じて協力を求めていく。」との回答を得ていますが、関係市民と共に考えるワークショップの取り組みも提案しました。

市町村アカデミーの講義では、公共施設問題に対する職員の危機感を持った認識と対応、そして私たち議員に対しても認識を新たにすることが求められました。人口減少が進む中、現在の公共施設（ハコモノ）の全てを維持し続けることは不可能なのです。市民の皆様にはそのことを十分認識いただき、関係する施設の将来について考えていただきたいと思っております。

館山市の未来のために、市民の皆様の手で関係する個々の公共施設の将来について、町づくりと言う観点から方向性を導いていただければと思っております。また、個別施設計画が決まったならば、問題点を指摘することよりも、むしろ対案を示していただければと思っております。この問題に関しては、私も議員の立場で真摯に取り組んで行くつもりです。

市議会への告発状の対応

この件に関しましては、前回の市政報告で経緯並びに経過等について報告しておりますが、行政の違法行為が長年にわたって続けられていたという、極めて重大な案件であるにもかかわらず、報道機関で全く取り上げられることもなく、市議会における議会と執行部の文書のやり取りで終わってしまっており、市民の皆様が全く関知していない状況になってしまっていることから、一般質問で取り上げたものです。

告発状の対応の経過

令和3年6月21日付で市議会に対する告発状を受領してから、私なりに告発状の内容を精査して、これに基づく質問状を市長に提出することを議長に提案し、各会派が提出した質問状を集約して、議長から議会として当該告発状に対する照会文が8月24日付で市長に提出されたところです。

その後この照会文に対して9月3日付で市長からの回答があり、再度各会派で市長の回答に対する意見と対応を議長に提出し、これを基にこの度の告発状に対する議会としての改善意見書が、10月11日付で市長に提出されました。

この改善意見書を受けて、11月18日付で市長から全職員に対して「適正な事務処理の執行等について」文書が通知されたというのが経過です。

一般質問の要旨と回答

はじめに議会からの改善意見書に基づいて、市長から職員に対して「適正な事務処理の執行等について」通知がなされましたが、実際のところ市議会の改善意見書をどのように受け止めておられるのか質しました。

答弁では「議会からの改善意見書が出されたことを厳粛に受け止め、今後同様の事案が生じることないようにするため、市長名で法令に基づき適正な事務処理に努めることなどについて、全職員に通知をしたところです。」とありましたが、不適切な行為を認めてきたことに対する反省は聞けませんでした。

次に監査委員も指摘している「産業医」資格のない医師に、長年にわたって報酬を支払ったことに対してどのように考えているのか質しましたところ、「当該医師が行ってきた業務は、館山市が事業者の責務として労働安全衛生法第3条第1項に定めるものであり、同規則第14条第1項に定める産業医の職務と同等の業務を実施していただいていたものであると理解している。」との回答を得ましたが、最終的には適切ではなかったと謝罪の言葉を得ました。

最後に現在高裁で係争中ではありますが、告発者である原告との対応は今後どのように考えているのか質しましたところ、「高等裁判所における裁判の結果や裁判所からの意見に基づき、判断していきたいと考えています。」との回答を得ました。裁判費用も1千万円近くになろうとしていますので、和解に向けた対応を要望しました。

おわりに

昨年は、新型コロナウイルスの対応で国中が大変な年となりました。東京オリンピック、パラリンピックも開催反対の意見も多くありましたが、日本国民の英知と努力で無観客と言う対応ではありましたが、どうにか成功裏のうちに終わることができ、我が国の威信を世界に伝えることができたと思っています。

何事においても反対することは簡単ですが、どうしたらできるのかを考えることが事をなすうえでは重要であると思っており、海上自衛隊の勤務で教育されたことが、市議会議員になった現在でもしっかりと生かされていることに感謝している今日この頃です。

コロナウイルスの感染は予断を許しませんが、必ず克服できることを信じて議員活動していくつもりですし、今年が平穏で安寧な年となりますことを祈念しております。